

法律名：内航海運組合法

1. 案内情報

- 手続名 : 内航海運組合連合会の組合員による臨時総会召集の承認
- 手続根拠 : ・内航海運組合法第 58 条 (第 44 条準用)
・内航海運組合法施行規則第 9 条
- 手続対象者 : 総会召集を請求した内航海運組合連合会
- 提出時期 : 内航海運組合連合会の組合員による臨時総会の招集の請求した日から 10 日以内に理事が総会召集の手続をしないとき
- 提出方法 : 会議の目的たる事項及び申請の理由を記載した申請書を作成し、国土交通大臣 (内航海運組合連合会の地区又は航路が一の地方運輸局等内にある場合は、当該地方運輸局長等) へ提出してください。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : (添付書類) ・組合員等又は総代の名簿及び組合員等又は総代の総数の 5 分の 1 以上の同意を得たことを証する書面
(部 数) 1 通
- 申請書様式 : 特になし
- 記載要覧・記載例 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先 :

国土交通省海事局国内貨物課	0 3 - 5 2 5 3 - 8 6 2 7 (直通)
北海道運輸局運航部輸送課	0 1 3 4 - 2 3 - 4 2 1 3 (直通)
東北運輸局運航部輸送課	0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 5 8 (直通)
新潟運輸局運航部輸送課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 5 (直通)
関東運輸局運航部輸送課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 1 4 (直通)
中部運輸局運航部輸送課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 1 3 (直通)
近畿運輸局運航部輸送課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 1 6 (直通)
神戸海運監理部運航部輸送課	0 7 8 - 3 2 1 - 3 1 4 3 (直通)
中国運輸局運航部輸送課	0 8 2 - 2 2 8 - 3 6 7 9 (直通)
四国運輸局運航部輸送課	0 8 7 - 8 2 5 - 1 1 7 8 (直通)
九州運輸局運航部輸送課	0 9 3 - 3 3 2 - 8 0 8 3 (直通)
沖縄総合事務局運輸部海運第一課	0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1 (直通)

受付時間 : 提出先にお問い合わせください。

相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報

- 審査基準 : ・組合員の5分の1以上の者の請求であること。
・会議の目的たる事項及び召集の理由から臨時総会を招集する
必要性が認められること。
- 標準処理期間 : 1 . 5 ヶ月
- 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)